

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定	(雇用対策課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	四
○宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令		五
○宮城県公報第一一五号(令和二年六月二十六日付け)中		五

告 示

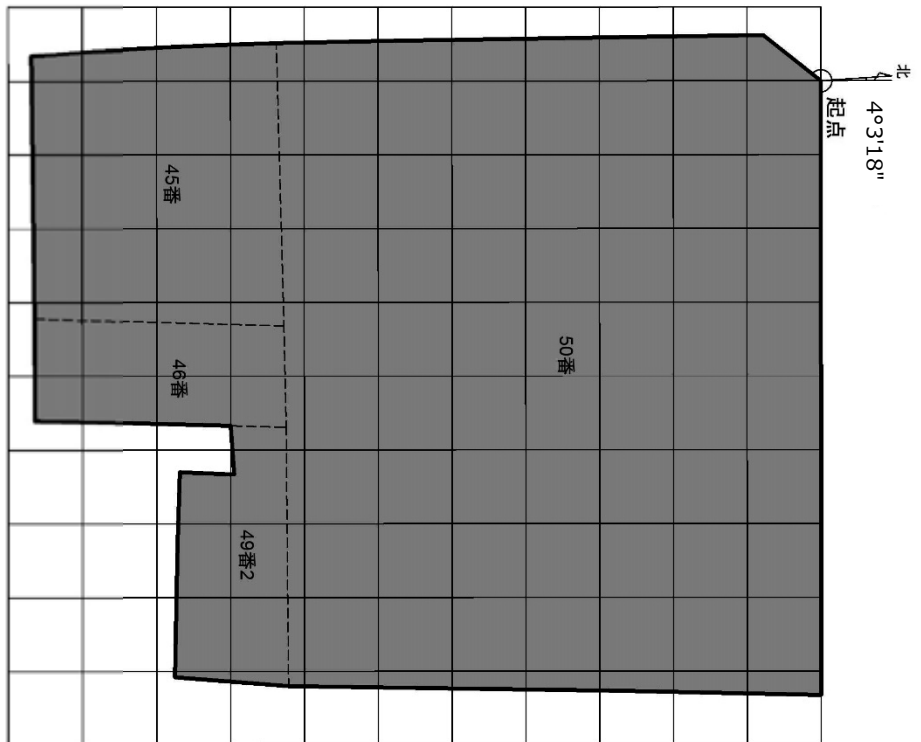
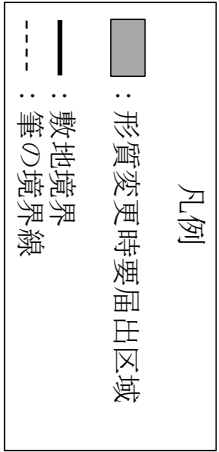
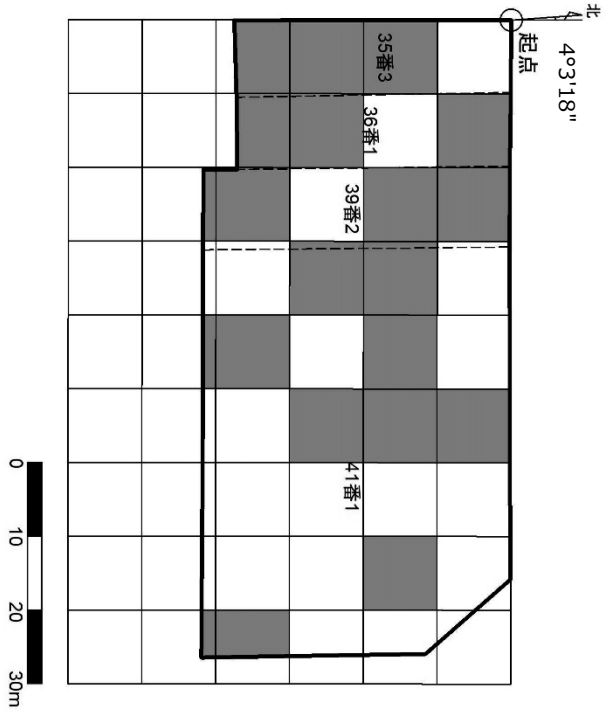
○宮城県告示第五百七十三号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区

域として、次のとおり指定する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域
塩竈市中の島四十五番、四十六番、四十九番二及び五十番
塩竈市中の島三十五番三、三十六番一、三十九番二及び四十一番一の一部とし、次の図のとおりとする。



＜起点＞
 起点は、塩竈市中の島35番3及び50番の最北端とする。
 ＜格子の回転角度＞ $4^{\circ}3'18''$
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
の種類
六価クロム化合物

○宮城県告示第五百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を
救急病院と認定した。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
一般財団法人愛世会 光ヶ丘スベルマン 病院	仙台市宮城野区東仙台六丁 目七番一号	令和二年七月一日	令和五年六月三十日

○宮城県告示第五百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二一〇三〇六	登米大地 登米市迫町新田字山 居三十八番地一	就労移行支援	社会福祉法人 はらから福祉 会	令和二年六月 三十日
○四一二二一〇〇六四	エイシーイー株式会社 柴田郡大河原町字町 百七十一	就労継続支援 A 型	エイシーイー 株式会社	令和二年六月 三十日

○宮城県告示第五百七十六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において読み

替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合
会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定をした市町村の区域、業種及び職種

区域	業 種	職 種
岩沼市	四十四―道路貨物運送業 四十七―倉庫業	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職 業 K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職 業

注 業種は日本標準産業分類（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の中分類に、職種は厚生

労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

二 指定年月日

令和二年七月一日

○宮城県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。
その関係図面は、令和二年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事
務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前 A	五・〇	四二〇・九	上記A、B	

石巻市湊字藤巻四番三七地先から 同市井内字井内四八番二地先まで		
後 B	A	
五・〇 六・〇	五・〇 六・〇	五・〇
一六四・三	一四一・五	四二〇・九
及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。		

○宮城県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市魚町二丁目三七五番一五地先から同市魚町二丁目三〇三番地先まで	令和二年七月三日

○宮城県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市湊字藤巻四番三七地先から同市井内字井内四八番二地先まで	令和二年七月三日

○宮城県告示第五百八十号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 種類
 - 石巻広域都市計画地区計画
 - 名称
 - 野蒜ヶ丘地区地区計画
- 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 登米市中田町浅水字窪田五番一、九番三、十番一、十番十一、十番十三、十番十四、十一番一、十一番五、十一番六、十二番一、十二番五、十二番六、十二番九、十二番十の一部、十三番一、十三番五、十四番、十九番五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 - 仙台市青葉区本町二丁目十七番十七号
株式会社キョクヨ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
 - 可搬型モニタリングポストほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
 - 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
 - 令和二年六月十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一―六
一六
- 五 落札金額 三千二十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年五月一日

監査委員

○宮城県監査委員訓令第3号

宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月三日

宮城県代表監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令
宮城県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年宮城県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年七月三日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第一一五号（令和二年六月二十六日付け）中

ページ	段	行	正	誤
三	上	一〇	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	2 立木の伐採の限度